

《提出書類一覧》

- * 下線の書類は必ず原本を提出してください。 その他の書類はコピーを提出してください。
- * ここに挙げたものは一例です。申立ての内容によっては、これ以外の資料もご提出いただく場合があります。きょうだい同時に申立てをされる場合は、1部だけ提出すれば済む書類もありますので、申立てをする裁判所にお問い合わせください。
- * 未成年後見関連事件について、個人番号（マイナンバー）は必要ありません。提出資料にマイナンバーが記載されている場合は、その部分を黒く塗りつぶすか、隠してコピーを取った上で、マイナンバーが写っていないコピーを提出してください。

書 類	備 考
1 申立手続書類	
☐ <u>申立書</u>	
☐ <u>申立事情説明書</u> (申立ての経緯、実父母や親族の状況、未成年者の資産や経歴などを記入していただくものです。)	
☐ <u>後見人候補者事情説明書</u> (後見人候補者の家族関係や経歴、経済状況、後見事務の方針等を記入していただくものです。)	候補者がいる場合に、候補者自身が作成する。
☐ <u>親族関係図</u> (未成年者の実父母の親族関係について、記載例を参考に分かる範囲で詳しく記入してください。)	
☐ <u>未成年者の財産目録</u> (未成年者の財産の状況を記入していただくものです。)	記載例にならって作成し、参考資料のコピーを提出
☐ <u>未成年者の収支予定表</u> (未成年者の収支の状況を記入していただくものです。)	同上
☐ <u>相続財産目録</u> (亡くなった親等の遺産分割が申立ての目的の場合に作成していただくものです。)	記載例にならって作成し、参考資料を所持している場合は、そのコピーを提出
2 未成年者に関する書類	
☐ <u>戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）</u>	本籍地の市区町村役場に請求し、発行日から3か月以内のものを提出
☐ <u>住民票（又は戸籍附票）</u>	住民登録している市区町村役場に請求し（戸籍附票は本籍地）、発行日から3か月以内のものを提出
☐ <u>親権を行う者がいないことを証する資料</u>	親権者が死亡した旨の記載がある戸籍謄本等
3 後見人候補者に関する書類	
☐ <u>戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）</u>	本籍地の市区町村役場に請求し、発行日から3か月以内のものを提出
☐ <u>住民票</u>	住民登録している市区町村役場に請求し、発行日から3か月以内のものを提出

4 未成年者の財産に関する書類	
(1) 収入内容を証明する資料 □ 給与証明書 (未成年者が給与所得者である場合)	直近のもの。所持している場合のみコピーを提出
□ 年金証書又は年金改定通知書	同上
□ 奨学金受領書 (受領している場合)	奨学金を受領している場合のみ、金額が分かる資料のコピーを提出
(2) 支出内容を証明する資料 □ 健康保険料納付書	直近のもの。所持している場合のみコピーを提出
□ 固定資産税納付書	同上
(3) 預貯金に関する資料 □ 預貯金通帳又は預金証書	「財産資料のコピーの取り方」を参照 通帳の全てについて過去1年分のコピーを提出
(4) 株式、投資信託などの金融資産に関する資料 □ 有価証券取引残高報告書	直近のもの。手元にない場合は証券会社に請求し、発行を受けてコピーを提出
(5) 不動産に関する資料 □ <u>不動産登記事項証明書</u>	法務局に請求し、発行を受けて提出
□ <u>固定資産評価証明書</u> 又は固定資産税納税通知書	証明書は不動産が存在する市区町村役場に請求し、発行を受けて提出
(6) 生命保険等に関する資料 □ 保険証書	コピーを提出
(7) 債権・負債に関する資料 □ 金銭消費貸借契約書及び償還表	コピーを提出

5 申立費用

(1) 申立手数料の収入印紙 未成年者1人につき800円

例：未成年者が3人いる場合は、800円×3人＝2400円

(2) 郵便切手

原則として、未成年者1人につき、以下の額

※きょうだい同時に申立てをされる場合は、金額が変わる場合がありますので、申立てをする裁判所にお問い合わせください。

券 種	枚 数
500円切手	5枚
100円切手	5枚
84円切手	7枚
50円切手	3枚
10円切手	5枚
1円切手	15枚
合 計	3803円